京都市横大路運動公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成２６年１０月６日

京都市長　門　川　大　作

京都市規則第　３７　号

京都市横大路運動公園条例施行規則の一部を改正する規則

第１条　京都市横大路運動公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第３条第１項各号列記以外の部分中「次の各号」を「別表第１の左欄」に，「当該各号」を「同表の右欄」に改め，同項各号を削る。

第５条第１項中「別表第１」を「別表第２」に改め，同条第２項中「別表第２の」を「別表第３の」に改める。

別表第２を別表第３とする。

別表第１広告その他の項を次のように改める。

広告その他	広告を表示し，又は掲出する期間が３０日以内のもの	１平方メートルにつき１日	３，０８０
	そ　の　他　の　も　の	別に定める。	

別表第１を別表第２とし，同表の前に次の１表を加える。

別表第１（第３条関係）

区分			受付を開始する日
⑴	体育館の全面使用又はこれと併せて使用する会議室に係る申請	優先的競技会等のためにするもの	使用しようとする日（その日が２日以上にわたるときは，その初日。以下「使用日」という。）の属する年度の前年度の１２月１日
		その他のもの	使用日の属する月の３箇月前の初日
⑵	野球場又は野球場兼運動場に係る申請	優先的競技会等のためにするもの	使用日の属する年度の前年度の１２月１日
		その他のもの	使用日の属する月の前月の初日
⑶	体育館の半面使用，洋弓場の全面使用，ゲートボール場，クリケットゴルフ場，トレーニングルーム又は会議室に係る申請（（１）の項に掲げる申請を除く。）		使用日の属する月の前月の初日

備考　「優先的競技会等」とは，次の要件を満たしている競技会，講習会その他の催

物として別に定めるものをいう。

⑴　本市におけるスポーツの振興に著しく寄与すること。

⑵　開催の準備に相当の期間を要するため，早期に使用日を決定することを要すること。

第２条　京都市横大路運動公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第１条第２項各号列記以外の部分中「部分使用」を「部分利用」に改める。

第２条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め，同条第１項中「使用の」を「利用の」に，「者は，京都市横大路運動公園使用許可申請書（第１号様式）を」を「ものは，」に改め，「いう。）」の右に「が市長の承認を得て定める申請書に指定管理者が必要と認める書類を添えて，指定管理者」を加え，同条第２項を削り，同条第３項中「談話室を使用しよう」を「前項の規定にかかわらず，洋弓場（部分利用に限る。）又は談話室を利用しよう」に，「使用料を納入した」を「，その利用に係る料金を支払った」に，「使用の」を「利用の」に改め，同項を同条第２項とし，同条第４項中「付属設備」を「第１項の規定にかかわらず，付属設備」に，「使用しよう」を「利用しよう」に，「使用料を納入した」を「その利用に係る料金を支払った」に，「使用の」を「利用の」に改め，同項を同条第３項とする。

第３条第１項ただし書を次のように改める。

ただし，指定管理者は，市長の承認を得て，受付を開始する日を変更することができる。

第３条第２項中「使用しよう」を「利用しよう」に改める。

第４条の見出し中「使用」を「利用」に改め，同条第１項中「又は第２項」を削り，「使用」を「利用」に改め，同条第２項中「談話室」を「洋弓場（部分利用に限る。）及び談話室」に，「使用料を納入した」を「その利用に係る料金を支払った」に，「使用の」を「利用の」に改め，同条第３項中「使用料を納入した」を「その利用に係る料金を支払った」に，「使用の」を「利用の」に改める。

第５条の見出しを「(利用料金)」に改め，同条第１項を削り，同条第２項中「使用料は，別表第３」を「利用に係る料金の上限額は，別表第２」に改め，同項を同条第１項とし，同項の次に次の１項を加える。

２　条例別表第４に掲げる広告その他の利用に係る料金の上限額は，次の各号に掲げる

区分に応じ，当該各号に掲げるとおりとする。

⑴　広告を表示し，又は掲出する期間が３０日以内のもの　１平方メートル１日につき３，０８０円

⑵　前号に掲げるもの以外のもの　別に定める。

第５条第３項本文中「に係る使用料」を「の利用に係る料金」に，「施錠する」を「利用する」に，「納入しなければ」を「支払わなければ」に改め，同項ただし書中「市長」を「指定管理者」に，「納入させる」を「支払わせる」に，「ある」を「できる」に改める。

第７条を第９条とする。

第６条中「第７条第１項」を「第９条第１項」に，「する者」を「するもの」に改め，同条を第８条とする。

第５条の次に次の２条を加える。

（利用料金の還付）

第６条　条例第７条ただし書の規定により，京都市横大路運動公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を還付する場合及びその金額は，次に掲げるとおりとする。

⑴　都市公園法第２７条第２項又は京都市都市公園条例第１３条第２項の規定による処分をし，又はこれらの規定による必要な措置を命じた場合　全額

⑵　災害その他の不可抗力により利用することができなくなった場合　２分の１に相当する額

⑶　利用しようとする日（その日が２日以上にわたるときは，その初日。以下「利用日」という。）の７日前までに利用をとりやめる旨の申出があり，市長が相当の理由があると認める場合　全額

（利用料金の減免）

第７条　条例第８条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは，減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて，指定管理者に提出しなければならない。

別表第１（１）の項中「全面使用」を「全面利用」に，「使用する」を「利用する」に改め，「使用しようとする日（その日が２日以上にわたるときは，その初日。以下「」を削り，「使用日」を「利用日」に改め，「」という。）」を削り，同表（２）の項中「使

用日」を「利用日」に改め，同表（３）の項中「半面使用」を「半面利用」に，「全面使用」を「全面利用」に，「使用日」を「利用日」に改め，同表備考中「使用日」を「利用日」に改める。

別表第２を削る。

別表第３使用料の欄中「使用料」を「利用料金」に改め，同表備考中「使用する」を「利用する」に，「使用料」を「利用料金の上限額」に改め，同表を別表第２とする。

第１号様式及び第２号様式を削る。

附　則

この規則中第１条の規定は公布の日から，第２条の規定は平成２７年４月１日から施行する。

（文化市民局市民スポーツ振興室）